

名義後援の受け方

イベントをアピールする手段のひとつに名義後援があります。
(2010年4月20日作成)
※連絡する場合には必ず先方へお問い合わせください。

● 名義後援ってなんだろう？

皆さんは「後援」という言葉から、どんなイメージがわきますか？

後援とは「仕事や計画などの後ろだてとなって、資金を提供したり便宜を図ったりして援助すること」という意味です。具体的には、実施するイベントの趣旨や目的に賛同したマスコミや団体などから、お金や物資・人材の援助を受ける事を言います。

しかし、今回テーマとなっている「名義後援」の場合は、お金や物資、人材などの援助は一切ありません。ただし、後援先が企画やイベントの趣旨に賛同していることを表すため、イベントのチラシなどの広報媒体に「後援 ○○放送」という団体の名称を入れることができるようになります。

名義後援を得るメリットとして、下の表のように「1、団体の行う事業への社会的信用が増す」「2、活動の公共性をよりアピールできる」という事があります。

名義 後援先	メリット		
	広報 効果	公共性	特 徴
マスコミ	◎	○	告知媒体などに掲載され、広報効果が上がる可能性がある
行政	○	◎	イベントに対する信頼度の向上
各種団体	○	○	他団体と新たな関係や繋がりが生まれる可能性がある

● 名義後援を得るための手順

名義後援を得るためには、受けようとする団体や組織にイベントの目的及び趣旨を正確に伝えることが重要です。そのために十分な準備や丁寧な説明、誠実な対応が必要となります。

名義後援を得るための一般的な手順は以下の通りです。(申請方法は後援先によって様々です。詳細は後援先にお問い合わせ下さい)

① 後援先の選定

マスコミや行政、団体などいろいろあります。メリットや特徴を考えてイベント等の内容にあった後援先を選びましょう。

② 申請書類の準備・作成

申請書など所定の用紙が決まっている所もありますので、後援先への確認が必要です。

③ 申請書類の提出

申請から認可を頂くまでの期間は、後援先によってそれぞれ違います。チラシなどの作成に間に合うように、余裕をもって申し込みましょう。

④ 報告書の提出

事業終了後の状況報告・成果・今後の展望を盛り込みましょう。

名義後援を得る事には広報効果や公共性など様々なメリットがあります。手続き自体は難しいものではありませんので、イベントに合った後援の申請を行い、広報効果の向上を目指してみたいはいかがでしょうか。

以下に、マスコミ等のリストを掲載しましたので参考にしてください。

● 新聞・情報誌

名義後援団体／担当部署	住 所	(上段)TEL (下段)FAX	名義後援依頼の事前手続	事業後の報告
河北新報社 営業本部 地域連携部	〒980-8660 仙台市青葉区五橋 1-2-28	211-1424 211-1270	所定の申請用紙に記入し、企画書・チラシ・開催要項等を同封し郵送。	事業報告書を提出
朝日新聞 仙台総局 総局長	〒980-0014 仙台市青葉区本町 2-2-6	223-3116 223-3119	イベント概要(イベントのタイトル・日時・場所・主催責任者名・連絡先)を作成し、チラシがあれば同封し郵送。(「後援依頼在中」と明記)	事業の資料、もしくはパンフレット形式の報告書を提出
毎日新聞 仙台支局	〒980-0012 仙台市青葉区錦町 1-5-1	222-5972 217-1621	事業内容の分かる資料(前年に同じイベントがあれば、そのときのパンフレット等)と通信用ハガキを同封し郵送。	事業報告書を提出
読売新聞 東北総局	〒980-0021 仙台市青葉区中央 2-3-6 読売仙台ビル内	222-4121 222-8386	申請書とイベント企画書、返信用の封筒(切手を貼ったもの)を郵送もしくは持参。(「名義後援依頼書在中」と明記)※2週間ほどかかるので早目に提出して下さい。	事業報告書を提出
(株)プレスアート S-style	〒984-8516 仙台市若林区土樋 103	266-0912 266-0913	申請書とイベントの内容が分かるもの(別記)を郵送(「名義後援依頼書在中」と明記)。	パンフレット・チラシ等を1部提出

● テレビ・ラジオ

名義後援団体／担当部署	住所	(上段)TEL (下段)FAX	名義後援依頼の事前手続	事業後の報告
NHK 仙台放送局 視聴者センター (広報・事業)	〒980-8435 仙台市青葉区錦町1-11-1	211-1016 211-1080	所定の申請用紙にイベントの内容(含: 予算書)を記入。及び、団体の規約・役員構成表・団体の年間事業計画を添付する。	事業報告書を提出 (任意)
東北放送 事業局事業部 後援係	〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-1-1 第一生命ビル2F	227-2715 265-5084	所定の申請用紙に記入し、企画書・チラシ・開催要項などを郵送もしくは持参。	事業報告書を提出
仙台放送 事業部	〒980-0011 仙台市青葉区上杉5-8-33	268-2174 267-1277	所定の申請用紙に記入し、企画書・チラシ・開催要項などを郵送もしくは持参。	必要なし
東日本放送 販促事業部	〒980-8415 仙台市青葉区本町2-18-21 タケダ仙台ビル1F	215-2545 216-1717	KHBのホームページから「名義後援申請書」をダウンロードして、必要事項を記入し、署名・捺印して郵送もしくは直接持参。申請に必要な書類(名義後援申請書・受取人[代表者の住所・氏名])を明記して80円切手を貼った返信用封筒を同封。	当日の状況や参加者数等の結果について 事業報告書を提出
Date fm 総務・企画部	〒980-8420 仙台市青葉区本町2-10-28	265-7711 265-7795	所定の申請用紙(ホームページの「ABOUT US」からのダウンロード)に記入し、郵送もしくは持参。	事業報告書を提出
fm いずみ	〒981-3133 仙台市泉区泉中央1-7-1 地下鉄泉中央駅ビル3F	375-8808 375-7501	申請書とイベントの内容がわかるもの(別記)を、郵送もしくはFAX・メール。(後援決定したイベントは番組で数回流します)	事業報告書を提出 (任意)
㈱仙台シティエフエム ラジオ3	〒984-0065 仙台市若林区土樋103	213-2323 213-1123	申請書とイベントの内容が分かるもの(別記)を同封し郵送。	事業報告書を提出 (任意)

● 行政機関・NPOなど

名義後援団体／担当部署	住所	(上段)TEL (下段)FAX	名義後援依頼の事前手続	事業後の報告
多賀城市 ※担当窓口はイベント内容による。 窓口が不明な場合は市民活動サポートセンターにご相談ください。	〒985-8531 多賀城市中央2-1-1 多賀城市役所	368-1141	事業内容(事業名・期日・会場・連絡先)が記入された後援・共催・名義使用承認願(様式第1号)に、事業計画書、収支予算書・募集チラシ等を添付し、窓口を持参もしくは郵送。	事業報告書および関係書類を提出
宮城県教育委員会 宮城県教育庁総務課	〒980-8423 仙台市青葉区本町3-8-1	211-3613 211-3699	申請書(事業の名称・開催期日・開催場所・行事開催の趣旨を記載)に、事業計画書・収支予算書・役員その他主な事業関係者の身分を明らかにする書類・その他必要書類を添付し、開催期日1ヶ月前までに申請する。詳細は宮城県教育庁総務課のホームページを参照。	事業報告書を提出
社会福祉法人 多賀城市社会福祉協議会 庶務係	〒985-0835 多賀城市中央2-1-1 多賀城市社会福祉センター	368-6300 368-7300	名義後援依頼文と実施内容が分かる資料等を郵送。	事業の実施概要がわかる当日の資料等を提出
社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 総務課	〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-2-3	225-8476 268-5139	申請書と参加対応者の範囲やイベントの内容が分かるもの(別記)として実施要綱やプログラムなどを郵送。	事業の実施概要がわかる当日の資料等を提出
(財)宮城県国際交流協会 企画事業課	〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 宮城県仙台合同庁舎7F	275-3796 272-5063	所定の申請用紙に記入し、イベントの内容が分かるものがあれば添付して、郵送もしくは持参。	事業報告書を提出
(財)みやぎ・環境とくらし・ネットワーク (MELON)	〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台5F	276-5118 219-5713	申請書(宛名は団体名に理事長・長谷川公一殿とする)とイベントの内容が分かるもの(別記)を郵送。(後援対象は主に環境・環境保全事業)	事業報告書を提出
特定非営利活動法人 MIYAGI 子どもネットワーク	〒981-0954 仙台市青葉区川平1-16-5 スカイハイツ102	279-6869 279-6869	電話にて話をした後に、申請書(宛名は団体名に代表理事・小林純子宛とする)とイベントの内容が分かるもの(別記)と予算書と団体紹介書を郵送。※検討は月1回のため余裕をもって申請して下さい。予算書は必須ではありません。	事業報告書を提出